

(議) 第4号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成22年10月1日

提出者

秋田市議会議員	佐々木	晃	二
	相原	政	志
	芦田	晃	敏
	猪股	竹	作
	成沢	淳	子

秋田市議会議長 加賀谷 正 美 様

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「42人」を「39人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由

議員の定数を改めるため、改正しようとするものである。